

12. 主な個別物品の廃棄物・リサイクル対策

個表頁	府省名	施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性																														
14	国土交通省	食品廃棄物等からのバイオディーゼル燃料等の品質評価、安全・環境影響評価、自動車走行実験等の実施(14年度～) バイオディーゼル燃料等の自動車への使用について、実車等を用いた排出ガス・安全性試験等を実施し、自動車の安全・環境性能及び車両側対応技術等の評価を行う。	バイオディーゼル燃料を軽油に添加して使用した場合の排出ガス性状及び安全性等に与える影響について調査を実施中。	引き続き調査する。																														
			16年6月にバイオマス燃料対応自動車開発促進事業検討会を設置し、バイオマス燃料対応自動車の事業計画を策定。	バイオディーゼル燃料専用車を試作し、環境・安全面で満たすべき車両側対応技術等を明確にする。																														
15	国土交通省	FRP船のリサイクルに向けた対策の検討(14年度～) FRP船の適正な処理手段を確保し、民間におけるリサイクルシステムの事業化を促進するための制度基盤を整備するなど政策的に誘導することで、効率的なリサイクルシステムの早期導入を図る。	14年度に開発したリサイクルプラントを改良し、プラントの性能及びリサイクルの実効性を確認。 リサイクルシステムの構築に向けて、関係者の役割分担、費用負担・徴収方法、リサイクルシステムの必要機能等について検討を行った。	FRP船のリサイクルについては、必要な技術を確認し、実効性を確認した。 今後は、リサイクルシステム構築に向けて、制度化のために必要な措置等の検討を行った。																														
16	国土交通省	建設リサイクル推進計画2002 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画。 平成22年度の目標値、及び当面17年度末までに達成すべき目標値を定め、各種施策を実施している。	<p>&lt;再資源化率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・アスファルト・コンクリート塊</td> <td>99%</td> <td>98%以上</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート塊</td> <td>98%</td> <td>96%以上</td> </tr> <tr> <td>・建設発生木材</td> <td>61%</td> <td>65%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;再資源化・縮減率&gt;</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・建設発生木材</td> <td>89%</td> <td>95%以上</td> </tr> <tr> <td>・建設汚泥</td> <td>69%</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>・建設混合廃棄物</td> <td>31%削減</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">(22年度:12年度排出量に対し50%削減)</td> </tr> <tr> <td>・建設廃棄物全体</td> <td>92%</td> <td>91%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;利用土砂の建設発生土利用率&gt;</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・建設発生土</td> <td>65%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		14年度	22年度	・アスファルト・コンクリート塊	99%	98%以上	・コンクリート塊	98%	96%以上	・建設発生木材	61%	65%	・建設発生木材	89%	95%以上	・建設汚泥	69%	75%	・建設混合廃棄物	31%削減			(22年度:12年度排出量に対し50%削減)		・建設廃棄物全体	92%	91%	・建設発生土	65%	90%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊 平成14年度の実績でいずれも建設リサイクル法の目標である95%を超えており、今後はその維持が課題。</li> <li>・建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物 再資源化等が進展しているものの、さらなる取組が求められている。</li> <li>・建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げる各種施策を着実に実施する。</li> </ul>
	14年度	22年度																																
・アスファルト・コンクリート塊	99%	98%以上																																
・コンクリート塊	98%	96%以上																																
・建設発生木材	61%	65%																																
・建設発生木材	89%	95%以上																																
・建設汚泥	69%	75%																																
・建設混合廃棄物	31%削減																																	
	(22年度:12年度排出量に対し50%削減)																																	
・建設廃棄物全体	92%	91%																																
・建設発生土	65%	90%																																
17	環境省 (関係府省) 国土交通省	環境省・国土交通省は、大気汚染防止法に基づく燃料の性状に関する許容限度及び道路運送車両の保安基準に基づく燃料の規格において、石油代替燃料に関する規定を策定することを視野に入れ、石油系燃料の代替燃料が自動車排出ガスに及ぼす影響及び車両に与える影響等について調査を実施することとした。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽油へのバイオディーゼル燃料の混合割合が大きくなるにしたがいPM中のSOF成分(可溶性有機成分 主に燃料の未燃分)が増加する</li> <li>・酸化能力の高い触媒を装着した車両で使用する場合は、PM全体としては低減されるという傾向が見られたことからバイオディーゼル燃料を使用する場合には酸化能力の高い触媒を装着することが望ましいと考えられる。</li> <li>また、CO、NOxについては、軽油使用時と比較してほぼ同等かやや増加する傾向にあって差はなく、HCは減少する傾向が見られた。</li> </ul>	15年度の結果から、BDFの燃焼特性の違いやBDF組成と燃焼生成物との関連性について更なる調査、解析を行う。																														

13. 不法投棄・原状回復対策

個表 頁	府省名	施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
19	環境省	産廃特措法は、以下の事案による生活環境保全上の支障除去等事業について財政支援を行うもの。 ・廃棄物処理法の平成9年改正法の施行前の不適正処分により、 ・生活環境保全上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められ、かつ、 ・その支障の除去等の措置が原因者の無資力等により履行されない場合に、都道府県が代執行するもの。	(平成15年度) 6月18日 産廃特措法施行 10月3日 産廃特措法に基づく基本方針の策定 12月9日 香川県実施計画に環境大臣同意(豊島事案) 1月21日 青森県、岩手県実施計画に環境大臣同意(青森・岩手県境事案)	産廃特措法の対象となりうる不適正処理事案の実態等について、基本データを整備するとともに、都道府県等による実施計画の策定について所要の助言を行う。

14. 産業廃棄物の最終処分場の整備

個表 頁	府省名	施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
20	環境省	1. 毎年、全国の産業廃棄物最終処分場の残存容量及び残余年数を把握、公表。 2. 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。	13年度末産業廃棄物最終処分場の残余年数(15年度末公表) 全国 4.3年 首都圏 1.1年 近畿圏 2.2年  公共関与最終処分場に対する国庫補助 15年度:5事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場に補助。	最終処分場容量の確保に努める必要がある。 民間事業者による最終処分場建設が進まない現状にあるため、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を促進する必要がある。

15. 技術開発

個表 頁	府省名	施策の概要	進捗状況	今後の課題・見直しの方向性
21	内閣府 (関係府省) 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	ゴミゼロ型・資源循環型技術研究イニシアティブの実施(14年度～) (目的) 資源消費とゴミ発生が少なく、しかも環境負荷を最小化するような物質循環・低環境負荷型の技術とシステムの開発を行う。 (推進体制) 本イニシアティブに( )循環型社会創造支援システム開発、( )リサイクル技術・システム、( )循環型設計・生産、( )適正処理処分技術・システム、の4つのプログラムを設定し、各プログラムに各省のプロジェクトを統合し、産学官連携で推進する。	(15年度の状況) イニシアティブ研究会合を2回開催。 合同プログラム研究会合、バイオマス関連研究報告会を各1回開催。 イニシアティブ登録課題について課題マップを作成し、それを盛り込んだ「ゴミゼロ型・資源循環型技術研究の現状」報告書を取りまとめた。	本イニシアティブに設定したプログラムのうち、( )循環型社会創造支援システム開発プログラムについては、一層の取組が必要である。 具体的には、社会的ゼロエミッションのための産業間リンクに結びつく研究や、生産システム自体を循環型に転換していくための素材技術や設計・製造技術に関する研究開発の充実が課題である。

個表 頁	府 省 名	施策の概要	進 捗 状 況	今後の課題・見直しの方向性
22	農林水産省  (関係府省) 内閣府 総務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	バイオマス・ニッポン総合戦略  平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。 (廃棄物系バイオマス利活用 80%以上等)	関係府省の連携を図るため、「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」を設置。関係省の地方出先機関の連携強化を図るための地方推進体制を整備。官民一体となり、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。	バイオマス・ニッポン総合戦略に掲げる目標達成に向け、バイオマス産業が自立するための競争条件の整備 地域の取組をその活性化につなげるための支援 等を関係府省の連携・協力のもと進めていくことが重要。  また、地球温暖化対策推進大綱の第1ステップにおける対策・施策の進捗状況の評価等を踏まえ、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の見直しを実施予定。
23	国土交通省	<p>静脈物流システムの構築 (新総合物流施策大綱(13年7月閣議決定)の実現) リサイクル拠点や輸送の実態把握、効率的な静脈物流システムの検討及びその具体化</p> <p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 海上輸送における効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、リサイクルポートの形成を促進する。</p> <p>ゴミゼロ型都市形成に向けた静脈物流システムの構築 首都圏及び京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会において策定した中期計画の中で静脈物流システムの構築について検討することとしている。 14年度は首都圏、15年度は京阪神圏において、環境負荷低減型の静脈物流システムの在り方について検討を行い、同システムの構築における課題と対応策について、具体化を図る。</p>	<p>総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成 ・15年度までに、18港を総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定、重点的に静脈物流基盤の整備。 ・静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進。 ・港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成。等。</p> <p>ゴミゼロ型都市形成に向けた静脈物流システムの構築 14年度における首都圏での検討を踏まえ、15年度にゴミゼロ型都市形成のための静脈物流システム構築に関する調査を実施し、京阪神圏における廃棄物の流動状況等実態把握に努める。</p>	引き続き、官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成し遠征鈍化苦渋を検討していく。
24	経済産業省  (関係府省) 環境省 農林水産省 国土交通省 他	<p>地球温暖化対策  地球温暖化対策推進大綱に基づき、 エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策</p> <p>非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策</p> <p>代替フロン等3ガスの排出抑制対策  等を政府一体となって推進している。</p>	<p>(産業部門) 各業種・団体の自主行動計画の実施状況のフォローアップを行うとともに、3業種について工場点検を行った。 (民生部門) 改正省エネ法により、新築建築物の平成11年省エネ適合率は約65%(速報値)となった。 (運輸部門) LPG乗用自動車トップランナー対象機器として追加し、自動車グリーン税制による軽減対象とした。</p> <p>目標を事業の量から達成される成果(アウトカム目標)に変更した「廃棄物処理施設整備計画」を策定した。</p> <p>フロン回収破壊法・家電リサイクル法に基づき、冷媒として機器に充填されたHFCの回収等の取組を進めた。</p>	16年度は地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの年にあたり、現在中央環境審議会を始め関係審議会において審議を進めている。 今後、審議の結果を踏まえ、政府全体として追加的対策・施策の導入に向けた調整を行う予定。